

伊吹先生の講演を聴講して

1. はじめに

・伊吹先生へ 衆議院議長という重責を担い、さらに貴重な時間を割いて講演をして頂きありがとうございました。本レポートでは伊吹先生の講演の中で特に印象に残った、①「議員バッチ」の意味（民主党は「議員バッチ」をつけたいがだけで構成された政党であり、はっきりとした理念がない）と、②自民党は変わったのか？（野党の自民党は3年3カ月の冷や飯を食べたため変わった⇒新しい『綱領』を完成させた）の2点について、私の考えを含めて論じたいと思います。

2. 「議員バッチ」の意味

・伊吹先生は「民主党は『綱領』がなく、組織として体をなしていない。すなわち理念がない。ただ、議員バッチをつけたいがだけ。」と発言されました。確かに、民主党の3年3カ月の政権運営を客観的に判断すると、「政権交代」「反自民党」という思想は統一していたが、政権交代後に何をやりたいのかをほとんど考えておらず、そのため所属議員個人の思想・行動の統一性が全くなかったのは事実である。やはり、旧社会党・旧民社党、自民党に不満を持った議員、そして「議員バッチ」をつけたいだけの新人議員の寄せ集めであったことは否定できない。さらに、私から見ると、最近の「日本維新の会」もそのような傾向があるように思えてならない。

「議員バッチ」を保有することは非常に重たいものである。議員は選挙を通じて国民の信託を受け、憲法第43条の示すとおり「全国民の代表」として行動し、さらに選挙母体に拘束されず「全国民」のために、自らの理念・信念を政治の場から実現していくことが求められる（「全国民の代表」の意味は伊吹先生が講演中に言及したエドモンド・バークの思想にもあらわれている）。

しかし、仮に「議員バッチ」を保有している人が、このような一連のプロセスの中で、自らの理念・信念を持っていなかった場合どのようなことが起こるのだろうか。この問題の答えが、3年3ヶ月の民主党政権の結果であったのではないか。

個人の理念はそれぞれが経験した経歴や経験に左右されるため、バラバラであることは当たり前である。これを前提として、政党の思想を国民に分かりやすくし、政党が掲げる政策の実現をするための理念が、政党の『綱領』である。そう考えると、『綱領』のない政党は個人レベルで政治活動をしているのと全く変わりはない。すなわち、個々の議員が理念を有していたとしても、政党としての政策の実現が全くできない。さらに、これが与党である場合、その責任は重大であることを認識しなければならない。これが「議員バッチ」の重みを深く理解することにつながるのではないかと考えられる。

今回の伊吹先生の講演を聴講して、将来もし私が仮に「議員バッチ」をつけるとするな

らば、現在保有している理念は何であるのかを改めて自分自身で考えさせて頂きました。今後、もう一度「議員バッチ」の意味を捉え直し、自分の理念について深いところまで突き詰めていきたい。

3. 「自民党は変わったのか？」について

・ 伊吹先生は「野党の自民党は3年3カ月の冷や飯を食べたために変わった。その成果として、新しい『綱領』を完成させた。」と発言されました。確かに、『綱領』は政党の精神的支柱であり、『綱領』を変更することは政党を変更することに等しい。よって、「自民党は変わった」という見方もできる。しかし、私にはそれ以上に、2009年の第45回衆議院議員選挙以降、自民党の議員そのものの発言や行動が非常に謙虚になったことが印象づけられる。また、第46回衆議院議員選挙で294議席を保有したにもかかわらず、第44回の「郵政民営化」選挙後と異なり、現職議員の謙虚さが非常に目立つ。その意味では「自民党は変わった」と言えるのではないかと思える。

しかし、直近で行われた参議院議員（岐阜県選挙区）の予備選挙の全体を概観すると、本質的に「変わっていない自民党」の一面も垣間見ることができる。

確かに、今回の予備選挙のように一般候補者と世襲候補者との戦いで、世襲候補者の有利性は否定しがたい。ただ客観的な視点から、マスコミ問題に発展する事件があったこと自体は「変わらない自民党」を印象づけてしまった。「変わった自民党」アピールするためには、仮に選挙結果の大筋が予想できたとしても、一般の有権者から見て「フェア」であることの配慮は必要であろうと思われる。そのため、今回の一般候補者の選挙運動の行為と世襲候補者を応援する県議会議員の行為は「変わった自民党」を印象づけさせることに関して残念な結果となった。ただ、一般人から見て「自民党は変わったのか？」どうかは、政党から選出される候補者が世襲であるか否かが、少なからず論点になることは間違いない事実である。

この点について、私自身の考えでは「世襲議員」そのものを否定的な立場としてとらえていない。むしろ、世襲候補者は選挙に有利であることは間違いないが、特に当選回数を何度も重ねた世襲議員は「相応の実力」があるものと評価している。「世襲」の定義の仕方にもよるが、欧米では世襲議員が約2～4%前後であるとも指摘されている。日本では衆議院議員の約20～30%が世襲議員で占められている。

しかし、欧米と日本の「世襲議員」の評価を同じ土俵で論じるべきではない。なぜなら、日本は古代から近世まで、権威を保有する世襲で構成させる天皇や貴族と、実力で権力を掌握した豪族・将軍（＝大名・武士）が両立し、この権威と権力のバランスで歴史が成り立ってきたことを忘れてはいけない。その伝統を引き継ぎ、近代以降の議会でも、世襲（華族）を中心とする貴族院と世襲以外の勢力である衆議院を両立させた経緯が存在する。このように歴史的に考えると、世襲制度そのものは日本の伝統や文化のあらわれであると解釈できる。もし、仮に世襲制度そのものを真っ向から否定するならば、伊吹先生が講演の

第二期 第五回講座 ぎふ政治塾レポート

中で述べた「歴史の勉強の必要性」そのものの理解が足りないのではなかろうか。

これらを現代の日本政治にあてはめて考えると、確かに岐阜県の衆議院議員は全区が世襲議員である。しかし、全国的に考えると、都市部は世襲議員が少なく、農村部は世襲議員が多いことから、近代以降の衆議院と貴族院のようにバランスがとれているようにも見える。さらに、岐阜県内でも、県議会議員の世襲はほとんど存在しないことから、県選出の国会議員と県議会議員の関係も、同様な捉え方をすることができる。そういう意味では、「変わった自民党」を見せるだけのために、世襲候補者を特に強く制限する必要はない。

やはり、「変わった自民党」は一般候補者と世襲候補者がお互いを理解して対等な立場で堂々と論戦を挑み、結果はどうであれ、客観的にどの県民から見ても「公正・公平」であれば、これを印象づけることができるであろう。

今後、この事件を契機に、私を含めた党全体で「変わった自民党」の仕掛けづくりを真摯に考えていくことが必要である。